

産業構造審議会知的財産分科会

第16回不正競争防止小委員会議事録

○渡邊室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第16回会合を開催いたします。

事務局を担当しております、知的財産政策室長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となっております。議事の公開につきましては、本小委員会では、新型コロナウイルス感染症対策、サーバ負荷軽減等のため、一般傍聴者及びプレスの方も、Teamsでの傍聴に限って可能としてございます。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も、原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、通信の負荷を減らすために、御発言される際を除きまして、カメラ及びマイクはオフに設定をお願いいたします。

なお、御発言いただく際でございますけれども、「手を挙げる」ボタンを押していただくか、チャット欄にお名前と発言希望の旨を御記入いただければと思います。書き込みなどを見て御指名をいたしますので、御発言いただく際にはマイク及びカメラをオンにさせていただきまして、発言が終了した後は、マイク及びカメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、オブザーバーといたしまして、内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省民事局、法務省刑事局に御出席をいただいております。

それでは、これより先の議事進行につきましては岡村委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　どうも、岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局から本日の資料についての確認をお願いします。

○渡邊室長　ありがとうございます。事前に皆様に送付した資料を確認させていただきたいと思います。

資料1といたしまして議事次第、資料2といたしまして委員名簿、資料3-1で秘密情報の保護ハンドブックの改訂（改訂方針と改訂ポイント）、資料3-2といたしまして秘密情報の保護ハンドブック改訂案、資料4といたしまして限定提供データに関する指針（案）、資料5、デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）、以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、まず初めに事務局から、本日の議題についてお願いします。

○渡邊室長　　議事次第、資料1を御覧いただければと思います。本日は、秘密情報の保護ハンドブックの改訂案及び限定提供データに関する指針の改訂案、中間整理報告案について御審議をいただきまして、御意見を頂戴できればと考えてございます。限られた時間での審議となりますので、御協力、どうぞよろしく願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、最初の議題に入っていきたいと思います。まず、事務局から資料3-1につきまして説明をお願いいたします。

○渡邊室長　　ありがとうございます。そうしましたら、資料3-1をお手元に御用意いただければと思います。

まず最初に、3ページ目に進みまして、今回御議論いただきますハンドブックの性質、性格について御紹介したいと思います。秘密情報に関連しての文章につきましては、営業秘密管理指針と、今回御議論いただきます秘密情報の保護ハンドブック、2つがございます。このうち営業秘密管理指針につきましては、不正競争防止法によりまして、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものということになってございます。

一方、秘密情報の保護ハンドブックでございますけれども、企業が保有する秘密情報につきまして、法的保護レベルを超えて情報漏えい対策として有効と考えられる対策、あるいは推奨される対策等を包括的に紹介するものということになってございます。

このハンドブックでございますけれども、営業秘密管理指針のほうは、第4次産業革命の進展等を踏まえまして平成31年に改訂を図ってございますけれども、ハンドブックのほうは、平成28年に策定以降、改訂を図ってございませんでした。これについて、今回、経年変化を踏まえまして改訂を図ることとしてございます。

1ページ戻っていただきまして、2ページ目でございます。こちらのほうで、今回改訂

を加えるポイントについて紹介をしております。まず、改訂の基本方針でございますけれども、平成28年の策定以降の社会経済情勢の変化、また、関係法令の進展等を踏まえて、今回、改訂を検討したいと考えております。

大きく視点としては3つございます。まず1点目でございますけれども、関連する法制度の見直し、またガイドラインの改訂に伴う修正でございます。ハンドブック策定後の進展、例えば法制度見直しに伴う修正、また、この間に発出された各種ガイドラインに関して反映・追記をしております。

それから2点目といたしまして、営業秘密・秘密情報を取り巻く「環境の変化」に伴う修正でございます。テレワークの普及、また雇用の流動化が進む中で、こうした環境変化に合わせた情報漏えい、流出リスクについての記載の追記を今回図っております。

加えて、技術の進展を含む新たな対策ですとか、あるいはサプライチェーン間での情報の開示、共有に係る記載を追加しております。

それから、最後の点でございますけれども、重要な秘密情報の多様性への考慮に係る啓発について、追記をいたしております。

ハンドブックが対象とします秘密情報につきましては、営業秘密以外にも広く秘密情報全般を対象としてございます。当然ながら、個人情報保護法上の個人情報ですとか、あるいは外為法で管理が義務づけられているところの機微情報等もこの秘密情報の範疇の中には入ってくるわけでございますけれども、具体的にこうした法令等も紹介しつつ、昨今の重要な秘密情報の多様化、これに対する啓発というのを強化するという事で追記を図っております。

さらに、一番下のポツでございますけれども、近年、特に海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっております。こうした視点から、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクにつきまして、過去の漏えい事件を踏まえまして、典型的なパターンに整理してコラムを追加し、紹介しております。

4ページ目以降で、各視点での修正点につきまして、代表的な記載について紹介しております。まず、法制度の見直し・ガイドラインの改訂でございますけれども、左側でございますように、不正競争防止法上、新たに創設された限定提供データに関して、第1章に関連の記載を追記いたしております。また、右側、各種ガイドラインの追記例ですけれども、テレワークに関するガイドライン、また、組織における内部不正防止ガイドライン等々、今回追記をしております。

それから、進みまして5ページ目でございます。環境の変化に伴う修正点の追記例でございます。左側、テレワークに関する追記例のところを御参照いただければと思います。例えば(2)の持ち出し困難化のところでございますけれども、テレワークの実施との関係では、例えば実施を認める場所の吟味をするですとか、あるいは組織ネットワークに接続する際には、VPN等を用いて暗号化する等の対策を講じることが重要といったような点について今回追記をし、普及啓発の点というところを強化してございます。

それから、進みまして6ページ目でございます。こちらについては、重要な秘密情報の多様性への考慮に係る啓発でございます。左側は秘密情報の外縁の明確化というところでございますけれども、冒頭に御紹介しましたように、個人情報保護法ですとか外為法関係の記載というのを今回追記させていただいております。また、右側ですけれども、海外への情報漏えいに関するコラムを、これは警察庁さんのほうから情報提供いただきまして、新たにコラムとして追加をいたしてございます。

最後に7ページ目でございますけれども、その他にも、秘密情報の保護ハンドブック自身、巻末に大変厚い枚数になっておりますけれども、例えば各種契約書等の参考例等、参考資料が添付されてございますけれども、こちらについても、より使い勝手がよい形に改訂を図ってございます。それ以外にも、必要なアップデートというのを今回実施してございます。

以上が主な今回の改訂点でございます。1ページ進んでいただきまして、8ページ目以降に「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂箇所一覧ということで、全ての改訂箇所について御紹介させていただくページも添付させていただいております。大変大部でもございますので、一つ一つ細かなところの御紹介というのは割愛させていただきますが、以上が今回の秘密情報保護ハンドブックの改訂のポイントとなっております。

事務局からは、一旦以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御意見ございましたら御発言をお願いしたいと思います。つきましては、挙手機能、あるいはチャット機能で発言希望の旨をお伝えいただきましたら、こちらのほうから指名させていただきます。

まず、今、小松委員から挙手がありましたようですので、小松委員、お願いいたします。

○小松委員　長崎県立大学の小松でございます。

私、情報セキュリティを専門としておりまして、IPAの内部不正防止ガイドライン、

これは岡村委員長とともにつくっているわけですが、このハンドブックの初版発行の際にも携わらせていただいております。

幾つか、補足というか、させていただきたいのですけれども、まず、秘密情報の保護ハンドブックにつきましては、法的保護を受けるための水準に加えまして、情報流出の事故の未然防止という立場も大切と考えておりますので、それについて、種々の情報セキュリティ対策を含めております。

ハンドブックはこの点をカバーしております、かなりボリュームのある冊子となっているのですけれども、内容はやや重複した記述もありますが、使い方として辞書的に使っただけのものではないかなと考えています。

前のバージョンから、主に内部不正を想定した記載もしているのですけれども、被害を防ぐ観点として、防犯環境設計、CPTEDという手法ですね。犯行者が犯行をあきらめるような環境デザインという手法を採用しております。今回の改訂については、先ほど説明していただいたとおりだと思うのですけれども、テレワークなどの環境変化によって、内部者を含め、攻撃者の侵入ルートというものが企業の内部ネットワークだけではなくなりました。ということで、外部攻撃者も弱い対策の部分から侵入してくるということが想定されています。

これまで情報セキュリティは、まず、エンドポイントセキュリティということで、ネットワークの終端のセキュリティを向上させるという対策がされてきておりますけれども、ここ数年というか、ここ何年も、ゼロトラストという言葉がちょっとはやっております、これはエンドポイントだけではなくて、組織内外のセキュリティ体制が重要という考え方で対策を進めていく必要があります。

1つ例を挙げるのですが、これは技術流出というよりも、非常に最近流行しているランサムウェアでございます。先日も、トヨタの協力会社や、例えば去年は米国のコロニアルパイプラインなどへの攻撃がございましたけれども、このランサムウェアは、初期の攻撃は、企業内の情報を暗号化することで脅迫し、復号してほしい場合には、匿名性の高い暗号通貨、仮想通貨ですけれども、これで金銭を要求するものでしたけれども、現在のランサムウェアはここらが進歩しております、機密情報を盗み、金銭を払わなければ暴露するといった強迫型のランサムウェアというのが出てきております。金銭目的という点では変わらないのですけれども、情報流出のおそれがあるということで、技術情報を持っている企業さんとしてもしっかり対策をとる必要があるというものでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、技術も進歩して、攻撃手法も進展してきておりますので、こういう対策、このハンドブックを参照しつつ、対策への不断の評価と実施というのが必要になるのではないかと考えております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。攻撃手法は進歩というよりは、高度に悪質化しているというところだと思いますし、今、小松委員がおっしゃったランサムによる二重強迫というの、この1年以上にわたりまして国内企業も被害に遭っているところでございますが、小松委員、今、御紹介ありましたIPAの内部不正の改訂のほうは、差し支えない範囲で、こういったスケジュールで進んでおりますのでしょうか。

○小松委員　スケジュールは、一応ドラフトはもうできているのですが、まだ最終的な発行には至っていないのですが、この数か月のうちに最終版が発行されると思います。第4版かな、かなり何回か改版しているのですが、発行されるはずですよ。すみません。はっきり知らないのですが、よろしく申し上げます。(※公表済)

○岡村委員長　早期発行を期待しています。

○渡邊室長　事務局の渡邊でございます。一応今回改訂がなされるものにつきましては、第5版であると、私ども、聞いております。

すみません。補足でございました。

○岡村委員長　いずれにせよ、早期に発行されることを期待しております。ありがとうございました。ほかに御意見などはございますでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。資料3-2に本体がついております「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂、ありがとうございました。

平成28年以來の改訂ということで、こんなにも改訂する部分がたくさんあるということで、改めて時の流れを感じております。大変すばらしい内容で、特に、本文のみならず、テレワークなども踏まえて、添付のところで、契約書式ですとかマニュアルなど、非常にインフォーマティブなものになっていると思います。

ただ、この種のもの、例えば私も関与しました「さくらツール」などの共同研究契約のひな形集や解説集においても、一旦つくっても、そのままユーザーの方が使いこなすのはなかなか難しいということ、これまでの経験の中でも痛感しております。つきましては、今後、中小企業の社員研修など、現場でかみ砕いて使いこなしていただけるような場を

皆様で御検討いただけるとよろしいのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今、林委員から御発言があった点は大変重要な点でございます、やはりつくったからには使ってもらえるような形で、広報などをしたり啓発活動などをするということが不可欠の要請であるように私も感じるところでございます。

ほかにいかがでしょうか。すみません。私も見落としている可能性がありますので。事務局、ほかに手を挙げておられる方は。

○渡邊室長 事務局、渡邊でございますけれども、今のところは、特段、手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないように思います。

○岡村委員長 分かりました。今、お二方から御意見があった点につきまして、何か事務局から補足点がありましたらお願いします。

○渡邊室長 ありがとうございます。事務局、渡邊でございます。

まさに普及啓発の部分、それから、最近のセキュリティの傾向を踏まえた啓発といったところも、小松委員のほうからも御指摘を頂戴しました。今回、ハンドブック、非常に大部ではございますけれども、経年変化ということで抜本的に改訂させていただいてございます。私どもとしても、この厚さのままでそのままを浸透させていくということの難しさというのは承知してございまして、別途、手引きという簡易版というのもございますけれども、さらに、どういう形で中小企業の皆様も含めて浸透させていくことができるかという点については、皆様のお知恵もおかりしながら、ぜひしっかりと考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ちなみに、私からのお願いとしましては、今、厚くなり過ぎてというお話もございましたが、さらに書式などにつきまして、どういうことでこのような書式になっているのかというような説明などがあれば、さらに浸透しやすいのではないかと思いますので、その点も検討のほどお願いしたいと思います。

今の点、ほかにございませでしたら、次のテーマに移りたいと思います。

○末吉委員 すみません。末吉でございますが、よろしゅうございますか。

○岡村委員長 はい。ではお願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。今、渡邊室長が言われたことに大いに賛同したい

と思いますが、啓発活動で、私、弁護士知財ネットというところの理事長もやっております。全国で約1,000名の知財弁護士が組織をつくっているものでございますので、ぜひ協力したいと思いますので、お声がけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長 大変頼もしいお言葉でございます。

○渡邊室長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 今、末吉先生のほうで弁護士知財ネットさんが普及活動に協力されるとの御発言がございました。同様に、日本弁理士会といたしましても、単一会でございますので、全国の弁理士向けに、この普及啓発活動については御協力するようにアナウンスしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。日本弁理士会の会長である杉村委員からそういう言葉を頂戴できたということは千人力の思いでございます。

では、ほかにございませんでしたら、ただいまの御意見につきまして事務局のほうで御反映をいただきまして、次のテーマへ移らせていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の議論に移りたいと思います。まずは、これまでの議論を踏まえまして、限定提供データに関する指針改訂の方向性につきまして、事務局から説明をお願いできましたらと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊室長 ありがとうございます。そうしましたら、資料4をお手元に御用意いただければと思います。

限定提供データに関する指針の改訂案でございます。まず最初に、この修正履歴の色について御紹介させていただければと思います。第1回目の議論でお示ししました改訂ポイントについては、現在、青字で表示をしております。その上で、第1回目の議論、またそれ以降に事務局のほうに寄せていただきました御意見を踏まえて新たに改訂を加えた点を紫色で表示しております。

今回は、新たに改訂を加えた点について、ポイントを御紹介していければと思っております。

まず最初に、進みまして1ページ目でございます。こちらのほうで、今回の改訂を加えた視点につきまして、改訂の経緯として記載を加えてございます。

進みまして6ページ目、総説でございますけれども、こちらの下のほうから7ページ目の上のほうにかけての記載というのを今回新たに削除させていただいております。こちら

につきましては、第1回目の御議論の中で、営業秘密と限定提供データ、両制度による保護の両立を妨げるようにも解し得る記載については、指針のほうから先んじて改めていくべきではないかといったような御指摘があったことを踏まえまして記載を削除させていただいております。

それから、進みまして10ページ目でございます。限定提供データについての客体要件に関する記載でございますけれども、まず最初に、業としてという要件でございますけれども、1回目の御議論の中で、この「業として」というところに関しては、データの提供行為が反復・継続的に行われている行為であることを求めるものではなくて、事業の一環としてデータ提供が反復継続して行われていることを求める趣旨であるというところを明確化すべきではないかといったような御意見を頂戴したことを踏まえまして、今回、修正を図っております。

続きまして、11ページ目でございます。今度は相当量蓄積に関する要件でございます。下のほうでございますけれども、相当量についての考え方といたしまして、前回の議論におきまして相当蓄積性の判断に当たってデータの創出への投資等についても追記すべきではという御意見がございまして、その御意見を踏まえて追記をいたしてございます。

それから、進みまして12ページ目は、趣旨の明確化を図るという趣旨での改訂でございます。

それから13ページ目に進みまして、電磁的管理性要件に関する記載でございます。こちらにつきましては、当該データ専用の管理というところに関して、※印で「なお」以下でございますけれども、さらに趣旨の明確化ということで修正、追記をいたしてございます。

それから、進みまして14ページ目でございます。電磁的管理性を満たさない場合に関して、今回、具体例ということで、下のほうの箱の中に、原則として電磁的管理性を満たさないと考えられる具体例を追記させていただきましたけれども、前回議論で、この点がちょっと分かりづらいと。データ提供時に関する具体例であることが分かりやすくなるように修正を図るべきではないかといったような御指摘を頂戴いたしましたので、今回、紫のところにつきまして修正を図っております。

進みまして、16ページ目でございます。こちらについては、「秘密として管理されているものを除く」要件でございます。こちらについても、前回の議論におきまして、将来、秘密として管理されているものを除くという要件について、これは制度見直しに関連してでございましたけれども、この制度的な見直しを検討していくべきではないかといったよう

な御意見があったことに加えて、直近の手当として、この指針のほうの記載も、営業秘密と限定提供データ、両制度による保護の両立を妨げるようにも解し得る記載というのを改めていくべきではないかといったような御指摘がございました。その御指摘を踏まえまして、今回、修正を図ってございます。

続きまして、先に進みますけれども、少しページが飛びまして30ページ目、31ページ目の箱の中の修正に関しましては、それぞれの具体例の趣旨の明確化を図るということで追記をさせていただいてございます。

33ページ目の箱の中の修正も同様に、趣旨の明確化を図るということでの追記になってございます。

また、34ページ目の修正も同様でございます。

続きまして、さらにちょっと先に飛びますけれども、43ページ目まで飛んでいただきまして、この※印の「もつとも」というところでございますけれども、こちらについても、前回の議論におきまして、もともと参照として引いておりましたオープンデータの適用除外における同一については、ここで問題としている転得類型とは場面が異なるということで、ここでオープンデータの適用除外の考え方を参照するのは控えたほうがいいのではないかとといったような御指摘を頂戴しまして、今回、修正を図ってございます。また、引用の脚注の部分ですけれども、開示に係る解説のほうを参照いたしまして、そちらのほうから参考情報を引用してきてございます。

それから、最後の点でございますけれども、46ページ目に飛びます。請求権者につきまして、今回新たに追記をしたわけですけれども、一番下でございますが、前回の議論におきまして、限定提供データの委託とその請求権者に関する記載につきまして、もともとの保有者のみならず、管理を受託した者についても請求権者たり得る場合があるのかといったような考え方を記載すべきではないかといったような御指摘があったことを踏まえて、今回、紫の部分ですけれども、追記をいたしてございます。

以上が今回新たに改訂を加えた部分となっております。

事務局からは、一旦以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたら、御発言をお願いできればと存じます。また、先ほどと同じ形式で、挙手、あるいはチャットでお願いできればと存じます。いかがでしょうか。

浅井委員、よろしく申し上げます。

○浅井委員 少々感想的なコメントを手短に1つ発言させていただきます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど御案内がありましたように、限定提供データに関する指針改訂案の16ページ、「秘密として管理されているものを除く」について、「営業秘密、限定提供データ、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない」と表現していただきました。実務上の課題となっていた両制度間の途切れることがない保護に向けて前進したと評価しております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでございましょうか。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 私からはお願いのようなコメントを1点申し上げたいと思います。

今回の改訂自体には特に異論ございません。お願いというのは、今回改訂されたというのは、平成30年改正のときの国会で附帯決議で定められたタイミングでもあったということと指針の改訂作業が進められたと理解しております。今後は、制度・運用を通して様々な要望がこれからもあると思いますので、そういったことや、状況の変化を捉えて、適時に指針の見直しがまた検討されるということを期待しております。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。なお継続的に必要に応じて見直しを進めることという御趣旨ですね。

ほかに御意見いかがでしょうか。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 限定提供データに関する指針の改訂版を見直ししていただきましてありがとうございます。これまで何回か、この小委員会で議論してきた内容を全て網羅いただいたかと思しますので、この新しい指針案につきましては賛成を申し上げたいと思います。先ほど近藤委員もおっしゃられましたように、今後もまた必要に応じて、この指針については見直しを図っていただくことを希望いたします。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。大体、今回の見直しには賛成していただく、かつ、今後も必要に応じて見直すようにという御意見のようですけれども、ほかに御意見はございませんでしょうか。

事務局、特に手などは挙がっていませんね。

○渡邊室長　事務局の渡邊でございますが、特段、その他の委員からは御発言希望ないようでございます。

○岡村委員長　分かりました。では、今、今後にも必要に応じて見直すようにというような御趣旨の御発言ございましたが、その点につきまして、もし何かありましたら事務局からお願いします。

○渡邊室長　ありがとうございます。今回、まさに2つの視点ということで御議論をいただいたわけございまして、その一つの視点が、日頃、知財室、当室のほうに寄せられる実務的な御質問の点について明確化を図ったといったところが一つの重要な視点で改訂を図ってございます。

今後も、普及啓発を進める中で、実装していただく中でいろんな御疑問というのが継続して出てくる可能性があると思っております。私どもとしても、適時とらえつつ、この指針の改訂自身も行ってまいりたいと思います。まさに「はじめに」の、今表示されております1.「本指針の位置づけ」の最後、「なお」のところ、「施行後の運用を見つつ、適時適切に見直しを行っていくこととしている」と記載してございまして、この言葉どおり、今後も皆様の御意見をお伺いしながら、必要に応じて改訂を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、次の議題が、本日の最後の議題でありますけれども、中間整理報告書案につきまして、これまでの審議を踏まえまして、その取りまとめの方針につき、事務局から説明をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡邊室長　ありがとうございます。そうしましたら、資料5をお手元に御用意いただければと思います。「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告(案)」とさせていただいております。今回この小委の中で御議論いただきました内容につきまして、中間整理としてまとめてございます。

まず最初に、ページを進んでいただきまして2ページ目でございますけれども、目次のほうを使いまして全体構成を御紹介できればと思います。

第一章のほうで、今回御議論いただきました制度的課題と検討の視点・背景ということで御紹介させていただいております。3点ございまして、1点目といたしましては、データ利活用のさらなる推進の視点、それから2点目といたしまして、技術・重要データの保

全、海外流出防止の視点、それから3点目といたしまして、オープンイノベーションの推進の視点ということで御議論をいただきました。

第二章以降に、各論点の検討の内容及び今後御議論いただいた結果に基づきまして、検討の方向性ということで、今後の方向性について整理をさせていただきます。

それから第三章、その他論点といたしまして、ブランド・デザイン保護規律に関する課題の検討と外国公務員贈賄罪の規律の強化、それから、第四章で普及啓発、今後の検討の視点ということで整理をさせていただいております。

この後、主に第二章以降につきまして、ポイントについて御紹介させていただければと思います。

飛びまして、6ページ目でございます。まず最初に、各論点の検討の1点目でございますけれども、限定提供データに係る規律の制度・運用上の課題の見直しについて御議論をいただきました。(1)の検討の背景に書かせていただいているとおりでございますけれども、平成30年改正で創設した限定提供データに係る規律でございますが、国会の附帯決議で、施行後3年をめどに見直しというのが要請されてございます。

今回の小委員会でございますけれども、この見直し時期が間もなく到来するということ念頭に置きながら、加えて、近時、政府全体で推し進めてございますデジタル化の進展等を加味しながら、限定提供データに係る規律の運用面での見直し、それから、限定提供データに係る規律の制度面での見直しについて御検討をいただきました。

まず、1点目の限定提供データに関する運用面の見直しでございますけれども、先ほど御議論いただきましたように、限定提供データに関する指針の見直しを図ったということで御紹介させていただいております。

また、8ページ目に進みまして、限定提供データに係る規律の制度面の見直しについては、2つの点について御議論いただきました。1点目は、制度創設時に措置を見送った事項につきまして、制度施行後の状況変化等を踏まえながら、これらの制度的手当を再検討すべき新たな事情が生じているかという視点で御検討をいただきました。

2点目は、制度施行後に実務・制度実装の観点等から指摘されている課題でございます。2つございまして、1つは、秘密として管理されているものを除くという要件の妥当性、それから、善意取得者保護に係る適用除外規定における善意の判断基準について御議論をいただいたということになってございます。

その上で、結論でございますけれども、10ページ目に進みまして、(3)今後の検討の方

向性という形で整理をさせていただいております。まず、第1点目といたしまして、限定提供データに関する指針の改訂を行うということでございます。また、制度面の見直しに関する論点につきましては、制度創設時に措置を見送った事項につきましては、引き続き実務の動向を注視しつつ継続的に検討を行うということで整理をさせていただいております。

また、さらには、秘密として管理されているものを除く要件に関する課題でございますけれども、直近の手当として、限定提供データに関する指針の改訂を検討しつつということで、まさに先ほど御紹介させていただいたところでございますけれども、この改訂を検討しつつ、小委員会での意見も踏まえて制度的手当の検討を進めるということで整理させていただいております。

また、最後の点でございますが、善意取得者保護に係る適用除外規定の善意の判断基準時に関する課題につきましては、御意見を踏まえまして、限定提供データの転得者の取引の安全、それから、もともと限定提供データ保有者の保護のバランスを踏まえまして、制度実装を行っていらっしゃる事業者の方々のニーズ、個別事案等の状況も踏まえて、適切な制度のあり方について検討を進めるという形で整理をしてございます。

続きまして、2点目の論点、立証負担の軽減でございます。11ページ目に進みまして、こちらの立証負担の軽減につきましては、大きく3つ御議論をいただきました。1点目といたしまして、立証の困難性に関する現状について整理をしたというところでございます。その上で、立証の困難性を解決するための措置といたしまして、使用の推定規定、不競法の第5条の2の拡充を検討する場合の論点、それから、査証制度導入の是非について御検討をいただきました。

飛びまして、結論のところでございますけれども、21ページに整理をしてございます。

(3) 今後の検討の方向性ということで整理をしてございますけれども、御議論いただいた結果としてでございますけれども、現在でも、立証(証拠収集)の困難性は解決しておらず、やはり何らかの手当が望まれるという御意見がございました。

そうした御意見を踏まえまして、引き続き営業秘密侵害訴訟における立証の困難性を解決するための制度的手当について検討を行うということとしてございます。

使用等の推定規定の拡充でございますけれども、議論の中で構造上の課題に係る指摘もあったわけでございますけれども、今回整理を事務局のほうで行いまして御提示をし、また御議論いただきましたように、本規定の活用が期待される場合というのが存在するとい

うことを踏まえまして、引き続き、制度拡充の方向性について検討を進めるということで整理をさせていただいております。

さらに、対象情報につきまして、営業秘密全般への拡充について御議論いただきましたけれども、これに賛同する御意見があった一方で、他の要件ですとか推定事項とのバランスも踏まえて整理が必要であるといったような御意見もございました。今後、より詳細な制度設計の検討を進めた上で議論を継続するという形で整理をさせていただいております。また、対象類型の拡充でございますけれども、こちらについては、正当取得類型への拡充については領得概念を前提とした制度整備について、特段の異論がなかったということで理解をさせていただきまして、検討を進めるという形で整理をさせていただきます。

一方、取得時善意無重過失の転得類型への拡充でございますけれども、事務局サイドからは、悪意重過失に転じた場合にのみ、限って適用対象とするという案をお示したわけですが、これに賛同する意見があった一方で、やはり転得者受入企業への萎縮効果に関する懸念も強く示されたということで、これを踏まえまして、今後転職者受入企業への萎縮効果を軽減する方策も含めて検討を行うという形で整理をさせていただいております。

また、査証制度の導入につきまして、海外での実施の可能性も含めて検討すべきであるという御意見もございました。引き続きこちらについても中長期的な視点で検討を継続することとするという形で整理をさせていただいております。

それから、次の論点に進みまして、損害賠償額算定規定の見直しでございます。まず、(1) 検討の背景でございますように、不競法には、他の産業財産権と同様に、被侵害者の損害額に関する立証負担軽減の観点から、損害賠償額算定規定というのを整備してございます。5条1項から5条3項というのが該当の条文でございます。

こちらの規定につきまして、次の23ページ目でございますけれども、データ利活用のさらなる推進の視点、技術・重要データの保全の視点も加味しつつ、損害賠償額算定規定の見直しを行うに当たっての視点、それから、不競法上の損害賠償額算定規定の個別の課題、さらには、不競法上の損害賠償額算定規定のあるべき姿、について御検討をいただきました。

御審議いただいた結果でございますけれども、27ページ目、28ページ目で整理してございます。27ページ目の下のほう、(3) 今後の検討の方向性というところでございますけれども、不競法第5条第1項、逸失利益の算定規定につきましては、現行制度では技術上の

秘密が侵害された場合に適用場面が限定されているというところがございますけれども、こちらについて、データ侵害の場合にも本項を活用できるよう、営業秘密全般に拡充を行う方向で検討を進めるということで皆様の中で一致していたかと思っております、そのような形で整理してございます。

また、現行制度では物を譲渡している場合にしか適用できないということになってございますけれども、こちらについても、データを提供している場合ですとか、あるいはそのサービス、役務を提供している場合にも拡充を行うという方向で検討を進めるということで整理をさせていただいております。

また、さらに第5条第3項に関する制度的課題でございますけれども、現行制度では、営業秘密等が使用されている場合に適用場面が限定されているという点について、使用に限らず、営業秘密等が利用されている場合も適用対象に含むことができるよう、制度的手当を実施する方向で検討を進めるということで整理をさせていただいております。

さらには、特許法で先行して手当がなされている部分につきましても、不競法の特質を考慮しながらということではございますが、同様の制度的手当を将来行う方向で検討を進めるということで整理をさせていただいております。

最後の点でございますけれども、不競法の損害賠償額算定規定の「あるべき姿」について、加味すべき視点ですとか、あるいは留意すべき点といったことも踏まえ御議論いただきまして、結果として、知的財産法全体における不競法の果たすべき役割ですとか、あるいは諸外国の動向等も念頭に入れながら、不競法独自の観点から中長期的な視点で継続検討をということで整理させていただいております。

続きまして、ライセンシーの保護制度でございます。4.の(1)検討の背景に記載のとおりでございますけれども、特許法ですとか著作権法等においては、既にライセンシーの保護制度ということで当然対抗制度が整備されてございます。

一方で、ページ進みまして29ページ目でございますけれども、不競法における営業秘密、限定提供データについても、実務上、これらを対象とするライセンスが広く行われている一方で、ライセンシーの保護制度というのは不競法の中では未整備の状況でございます。これについて新たに、営業秘密、限定提供データについてもライセンシー保護制度を創設すべきかどうかといった点について御検討いただきました。

これに関しまして結論のところでございますけれども、32ページ目の(3)今後の検討の方向性でございます。こちらにつきましては、営業秘密、限定提供データを対象とする

ライセンサー保護制度について、その制度整備に肯定的な意見が多かったと考えてございまして、今後具体的な検討を進めるということで整理をしております。

制度案としましては2つのアプローチがあるということで、1つは、営業秘密の利用権を新たに設定して、当該権利の対抗力を規定するアプローチ、それから2つ目といたしましては、差止請求権、あるいは破産法に関する適用除外規定を整備するアプローチ、2つが考えられるわけですが、こちらについては、制度の実現可能性、ライセンサー保護の安定性、実務への影響等の観点を踏まえつつ、今後具体的な検討を進めるということで整理をさせていただいております。

最後の論点でございます国際裁判管轄・準拠法についてでございます。(1)の検討の背景のほうで整理してございますけれども、不競法自身、平成27年改正におきまして、当時の大型技術流出事案を踏まえまして、刑事において先行して、国外犯処罰規定、それから海外重罰規定等の整備を図っております。

一方で、当時も民事事件における国際裁判管轄準拠法に関する制度整備のニーズがございまして、こちらの制度整備の是非についても検討が行われたわけですが、これらの制度整備については継続検討課題ということで当時整理をされてございました。

一方で、平成27年の不競法改正以降も、やはり引き続き海外への技術流出事案というのは散見される状況となっております。

こうしたことを踏まえて、今回、次のページでございまして、営業秘密侵害事案における国際裁判管轄・準拠法につきまして、予見可能性を確保するための措置を講じるということで、新たにその規定を創設することについて御審議をいただきました。

結論でございますけれども、37ページ目に飛んでいただきまして、(3)の今後の検討の方向性というところでございます。管轄につきましては、国外犯処罰規定が刑事で既に整備されているということを踏まえて、民事訴訟法の特例として、国際裁判管轄に関する規定を新設するという点について違和感はないといったような御意見、また、企業の訴訟戦略を妨げない競合管轄規定という前提であれば賛同するというような御意見もございました。

一方で、日本の裁判所の管轄と他国の裁判所の管轄の競合というのが明文化することによって顕在化するのではないかといったような御懸念の声もあったと考えてございまして、したがって、今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、制度整理の是非について継続検討するというこ

とで整理させていただいております。

なお、仮に制度整備を行う場合がございますけれども、国外犯処罰規定第21条6項の規定につきましては、若干範囲が広すぎるのではないかとといったような御意見もございましたので、仮に制度化する場合には、この小委員会で得られた意見を踏まえまして、適切な範囲での措置となるよう検討を行うということも記載させていただいております。

それから、進みまして第三章でございます。その他論点ということで、ブランド・デザイン保護規律に関する課題の検討ということも御議論いただきました。

特に3号につきまして、デジタル化との関係で、現行の規律の課題を中心として御議論いただいたということになってございます。具体的には、38ページ目の下のほうにございますように、商品という概念に無体物を含むかどうか、また、無体物の形状は形態に当たるかどうか、あるいは(b)のところでございますけれども、フィジカル、デジタルを交錯する模倣事例に対応できる規律になっているだろうかといった点について課題提起をさせていただきまして御議論をいただきました。

小委員会の中では、特に(a)に関しまして、現行法制でも商品に無体物を含むと解釈することも可能と考えられるわけですがけれども、疑義を解消するために、その旨、制度として明確化することが考えられるといったような御意見もございました。また、その他も含めて、この3号の課題について様々な御意見を頂戴したということになってございます。

以上の議論を踏まえつつ、デジタル時代におけるこの3号の規律のあり方についても、将来課題の一つとして今後継続議論を行っていくということで整理をさせていただいております。

最後の点、外国公務員贈賄罪の規律の強化でございます。こちらについては、国際約束に基づく禁止行為ということで不競法のほうに規定がございますけれども、OECD贈賄作業部会等々からの要請を踏まえまして、今後の将来課題の一つとして御紹介をさせていただきました。

結論のところでございます。40ページに整理をしてございますように、将来の制度的手当に向けて、本小委員会において継続的に議論を進めることとするということで整理をさせていただいております。

最後、41ページ目以降でございます。第四章、普及啓発・今後の検討の視点ということで、まずは、先ほど冒頭に御議論いただきましたとおりでございますけれども、秘密情報保護ハンドブックの改訂を行うという点、こちらのほうでも御紹介させていただいております。

ます。

加えて、普及啓発・今後の検討の視点等に関する御指摘、幾つか議論の中で御指摘を頂戴しました。特に限定提供データについても、さらに一層制度利用を促すことに加えて、この制度の範囲内でビジネスを実施することを慫慂していく必要があるといったような御指摘を頂戴しました。

また、特に営業秘密に関してでございますけれども、私どもの普及啓発の施策というのがなかなか従業員の皆様に行き届いていないのではないかとといったような御指摘を頂戴してございまして、従業員の萎縮につながらないように、十分な理解が浸透するように、従業員向けの普及啓発を進めることが期待されるといったような御意見もございましたので、こちらのほうに記載を盛り込ませていただいております。

また、最後の点でございますけれども、今後の制度課題の検討の進め方といたしまして、各論の検討に当たって、具体的にどのような実態があり、そこにどのような制度的課題があるのかといったところに関しまして、産業界の御意見というのをより一層しっかりと収集して、それらを取り込んだ議論が期待されるといったような御意見もございましたので、この第四章に記載を盛り込ませていただいております。

以上が今回の中間整理報告案ということでまとめさせていただいた内容となっております。

事務局からは一旦以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました本小委員会の中間報告取りまとめ方針に関する御意見、あるいは御質問がございましたら御発言をお願いしたく存じます。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員　　どうも御説明ありがとうございました。最後の32ページの国際裁判管轄・準拠法の関係で、1点申し上げたいと思います。

僕らの認識は、技術流出の事案というのが海外に出ていくのが引き続き散見されるという現状認識だということで、それから継続検討ということになったのだと思いますけれども、ぜひとも、前回は申し上げたかもしれませんが、経済グローバル化とか、あるいはアジアの企業の台頭、あるいはインターネットの普及、こういうことで、あるいは技

術流出の動きというのは非常に大きい問題だということで、これによりまして、国際競争上の日本の企業の優位性を失うリスクというのがやはりあるということです。

経済安全保障の重要性の議論も大分出ておりまして、前も申し上げましたけれども、警察・公安当局も、技術流出について随分注意喚起を企業に行っておられて、これは先ほどの資料3-1の海外情報漏えいのところでも触れておられるとおりでと思いますけれども、こういう状況で、私どものほうにもいろんな注意喚起、御当局から来ているという状況でございます。

こちらのほうでは資料の32ページに流出事案が書かれてありますけれども、ぜひとも、今後の検討の方向の中に、こういう技術流出の事例調査というのをもう少し綿密にやっていただければなあという感じがいたします。どうも法律論だけのような感じもありまして、立法事実がどうかということによって、こういう規定を置くかどうかという意味も、大分その必要性、重要性が変わってまいりますので、そういう事例調査、立法事実につながるような調査というものをぜひともやっていただきたいなと思います。

他方で、企業のほうも、自分のところがサイバー攻撃を受けて技術が流れたとか、あるいはスパイに持っていかれたということは余り対外的に言いたくないという心理もあって、調査も難しいと思いますけれども、ぜひともそういう調査をやっていただいた上で、これについての方向づけをきちんとしていただければということでございます。

それからもう一点、これは質問というかお願いですけれども、このように裁判管轄とか、あるいは準拠法についての特別な規定を置くということは基本的に私は必要でないかと思っておりますけれども、そういう規定を置くことによって、日本企業にとって、今まさに争っている外国企業との間で、裁判で争っている企業との間で、どのような法的、あるいは経済的な影響が出てくるということの、何かシミュレーションのようなものを、これはこのレポートでということではなくて、今後の検討の中でということでしょうけれども、そういうのを示していただきますと、どのぐらいこの規定を置くことによって企業が今よりも救済されるのか、危険にさらされるのかということが分かってきて、そういう規定の意義というのがよりはっきりするのではないかとということでございます。そのようなお願いというか、質問ということで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。今、久貝委員がおっしゃった諸点は全て極めて重要な点であると思っておりますので、今後それがきちっと反映できるように、私からもお願

いたたく存じます。

続きまして、林委員から挙手いただいておりますので、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

私からは、営業秘密の使用等推定の5条の2に関して意見を申し上げたいと思います。欧米のような証拠開示制度の導入が困難な中で、せめてもの措置として、平成27年改正において不競法5条の2で創設された使用推定規定ですが、これまでの使用例がない状況でございまして、したがって、営業秘密の侵害訴訟における原告の立証の困難性、この問題は全く平成27年改正当時から解決しておりません。このことはこの中でも21ページのところでも書いていただいているところです。

他方、先ほど小松委員からも御紹介があったように、現在、脱VPNということで、ゼロトラストセキュリティへの移行がトレンドになっているように、実際にも身近で、攻撃者がリモートアクセス用VPN装置の認証情報を利用して社内ネットワークに侵入して、社内ネットワークを通じて複数のサーバとかPCをランサムウェアに感染させる事例というものが、特にテレワークなどを通じて弱いところからますます広がっているということで、こうしたことから、平成27年当時よりももっとも秘密漏えいのリスクは高まっていると思います。

今回、この17ページにも書いていただいたとおり、諸外国では営業秘密の保護法制において対象となる情報の性質、技術情報かどうかなどといった性質によって保護に差を求めている例はございませんし、また、デジタル化の進展に伴って技術上の秘密とそれ以外の秘密とを区別するという事はもはや不可能であると思います。

また、対象情報の範囲を拡充しても、16ページのところで示されたように、被侵害者の反証は可能でありますので、こうした事情を考慮して、対象情報は営業情報秘密全般に拡充するべきであると考えております。こうしたことを踏まえて、5条の2の使用の推定規定の拡充については実効性のあるような法改正を速やかに行うべきであると思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。中間整理ということで、今後詰めの段階に入ってくると思いますので、林委員の今の御発言を重々考慮、配慮しながら議論が進んでいければと考えております。

ほかに。先ほど杉村委員からお手が上がったように思ったのですが、今消えているかな。

○杉村委員 消しましたけれども・・・。ではちょっと、ほかにどなたもいらっしゃらな

ければということであれば発言させていただきます。

中間整理の報告案を、座長はじめ事務局の方々に取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございました。私が何回かこの小委員会で発言した内容も取り上げていただき、また、ほかの委員の先生からもいろいろと御指摘いただいた点も取り上げていただき、今後検討する内容ということについて方向性をきちんと示していただいたことに感謝申し上げます。

また、この検討の方向性について示された内容につきましては、やはり手がつけられるところからなるべく早く検討に入っていただきたいと思っております。この中間整理報告案に関しては、この取りまとめ内容に賛成でございます。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございます。

では、引き続きまして、近藤委員からお願いいたします。

○近藤委員　　ありがとうございます。

まずは、様々な観点の論点について中間取りまとめいただきまして、本当にありがとうございます。内容につきましては異存ございませんので、追加のコメントということで2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど説明もありましたが、今後まだまだ検討が必要なところも残っておりますので、今後の継続的な検討に際しては、まとめにも書いてあるとおり、今後も産業界の声を広く聞いていただいて進めていただきたいと思います。

もう一点のコメントは普及啓発に関してですが、これまでSNSなどを使って、そういった手法も含めて積極的にいろいろ普及啓発には取り組まれていると認識しております。まずは、その点につきまして感謝申し上げます。

一方で、普及啓発の難しいというところは、情報を欲しいと思っている人に対しては比較的コンタクトがしやすく情報展開が進みやすいのですけれども、どんな情報があるのかだとか、あるいはどんな情報が必要なのかというのを知らない方には、情報発信してもその情報は届かなくて、普及啓発が広がっていかないという点だと思います。日本国内には、知財総合支援窓口だったり、よろず支援窓口といったように、多くの方がアクセスするようなアクセスポイントが既に設置されておりますので、このような窓口には限らないのですけれども、そのように現場の方々とコミュニケーションがとれるようなアクセスポイントを通じて、プロアクティブに情報提供などをすることも一度検討してみてもと思っ

ております。

いずれにしましても、不競法が存在する趣旨なども含めて理解が進んで、良好なビジネス環境が構築されて、産業が発展してゆき、その結果として、社会がますますよくなっていくということを期待しております。これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。

次いで、浅井委員からも手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅井委員 浅井です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、全体を通して概括的なコメントを述べさせていただきたいと思います。中間整理報告案、限定提供データに関する指針の改訂案、いずれも本小委員会の議論を丁寧におまとめいただき、感謝を申し上げます。また、秘密情報の保護ハンドブックの改訂案も、時宜にかなった有用な改訂が多数なされており、歓迎をいたします。これらの成果について、パブリックコメントを待ちたいと思います。

今回の小委員会では、データ利活用など重要性が増している視点を軸として不正競争防止法ならではの切り口で第一線の委員の方々が意見を交わし、大変有意義であったと感じております。論点が多岐にわたりましたが、デジタル化などの新しい社会環境に向けて法制度を進化させるためには、多くの部品の間の手すり合わせとも言える地道な作業が必要なのだという事を認識いたしました。

その困難な作業に正面から取り組まれた事務局の方々に敬意を表したいと思います。引き続き、産業界を含む各方面の声をお聞きいただきながら、さらに検討を進めていただくことを期待しております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。全体的な知財の設計図ということはこれまた大変重いけれども、重要な議論であろうかと存じます。ほかに御意見ございませんか。

末吉先生、お願いします。

○末吉委員 ありがとうございます。私は、このおまとめには異論ございませんので、一言コメントを申し上げたいと思います。

私は、営業秘密官民フォーラムという、年に1回会議をやっている、それにも弁護士知財ネットとして参加しているのですけれども、この営業秘密官民フォーラムの営業秘密の啓発活動における位置づけというのは極めて大きいものがあると理解しております。

ただ、営業秘密と限定提供データというのは、一番大きな違いは刑事罰の有無というのがある、営業秘密官民フォーラムは、捜査当局の御参加もあって、捜査の現場などと企業など含めた意見交換ということになっていて、それが牽引車の一つになっているのではないかと思うのですが、それに代わるような、恐らくステークホルダー、ちょっとずれると思いますけれども、限定提供データの最前線を担う方々の情報交換みたいなものがあるならば、限定提供データの普及啓発をさらにリードしていく限定提供データの最前線のステークホルダーの方々、こういう方々と経産省の皆さんが一体となってその成果を得て、それを我々と共有いただくことによって、さらに大きな推進力ができるのではないかと個人的には思っていますので、次年度以降だと思いますが、そんな点を含めて御検討いただけたらと思います。

ありがとうございました。以上です。

○岡村委員長　末吉委員から大変熱い言葉をいただきました。

私も、同時に、限定提供データのさらなる啓発のために、できれば今後ユースケースを集めていただくというような方法もあるのではなかろうかと思っている次第でございます。ほかの委員の方々、御意見、御質問はございますでしょうか。

ございませんでしょうか。でしたら、今まで出た内容につきまして、事務局から何か補足などありましたらお願いします。

○渡邊室長　事務局の渡邊でございます。

様々、今後のアクション、この先のアクションに関しまして委員の皆様から有益な御示唆等をいただきまして、誠にありがとうございます。

幾つかコメントいただきました件について私のほうからコメントさせていただくとすれば、まず1点目といたしまして、立法事実について、しっかり具体の技術流出の事案、さらに精査をして調査すべきではないか、また、国際裁判管轄・準拠法について、創設をした際の効果として、経済シミュレーション等々、もし効果を提供できれば、さらに方向性を定めるという意味で有益ではないかといったような御意見がございました。

この点については、私どもとして、今回の議論を通じて、なかなか手が及んでいなかった部分だということで考えてございますので、最後の第四章にも記載してございますけれども、私どもだけでこれを行うということでもなくて、やはり幅広く産業界の方々の御意見を拝聴しながら、ぜひ御要望に基づきまして、立法事実の点、それから、具体の事案の精査といったところにつきまして、私どもとしても明確にできるように今後調査を行って

いきたいと思っております。経済シミュレーションまではちょっと現在してございませんで、この点についても、今後何ができるかといったところをしっかりと検討していきたいと思っております。

また、制度的課題について幾つか御意見を頂戴いたしました。特に5条の2も含めまして、御議論いただいた中には喫緊の課題であるというところの論点も含まれていて、着手できるところからスピード感を持って検討すべきといったような御意見を頂戴したと思っております。

私どもとしても、今回御議論いただきました制度的課題につきましては、一方で、制度化するに当たっては、やはりこなさないといけない課題、懸念の点もあるということで宿題をいただいたと思っております。その点もスピード感を持って、今後、この中間整理の先の制度化の議論、検討というところも進めてまいりたいと思っております。引き続き委員の皆様には、お力添え、お知恵を頂戴できればと思っております。

またさらには、普及啓発のところにつきまして多々コメントを頂戴いたしました。私どもとしても、隔々まで行き渡らせるというところの難しさというのを日頃の施策の中で感じてはございまして、御意見がございましたように、インスタグラムで啓発を行ったりといったようなトライアル、それから、実は知財総合窓口といいますか、I N P I Tさん等々にも御協力いただきながら、限定提供データも含めてこれまで普及啓発を行ってきているわけではありますけれども、なかなか手が届かないところも多々あるかと思っておりますので、こちらについても、新年度以降、私どものほうでしっかりと検討しまして、あるいは皆様にも御相談をしながら、しっかりと普及啓発というのを図っていきたいと思っております。

最後の点でございませけれども、営業秘密官民フォーラムのような場を設けて検討を深めていくといったような御示唆も頂戴しました。それも一つのアイデアかと思っておりますので、そこも含めて、普及啓発策に関しても、私どものほうで新しい手だてとして何ができるかといったようなところを引き続き検討していきたいと思っております。

取り急ぎ、私のほうからは以上でございませ。

○岡村委員長　ありがとうございます。私も一生懸命、知財室のインスタグラムに「いいね」をしている一人でございます。

では、こちらの報告案も、本日いただきました御意見につきまして、事務局のほうでさらに整理の上御反映いただければと思っておりますが、先ほど審議いただきました秘密情報の保

護ハンドブック、それから、限定提供データに関する指針とともに、ここからの修正作業につきましては、委員長である私に御一任いただき、その後、パブリックコメントにかけさせていただく案につきましては、委員の皆様にご報告する形で進めさせていただきたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、その形で進めさせていただくことといたします。

これにて議事は終了となります。この不正競争防止小委員会を昨年の12月に立ち上げて、計5回の議論を重ねてまいりました。本日、中間整理報告案について御了承いただいたということで、本小委員会での議論は一つの区切りを迎えたという形になります。

つきましては、私のほうから一言、簡単ではございますが、御挨拶させていただきます。

冒頭に室長からのお話の中にも入っておりましたように、今回は、残念ながら、コロナ禍のために全てネット開催という形になりまして、皆様と直接お顔を合わせたり直接お会いして議論することはできなかったという点は、これまたやむを得ないこととはいえ、残念かと思っております。

とはいえ、今般、いわゆるコロナ感染者数が低下しつつある状況に一応なってきたような状態の下、中間整理というのは、言いかえると一つの通過点でございます。今後は、最終的な詰めということで、さらなる議論を重ねることとなろうかと存じます。他方で、世界情勢とか、あるいは社会情勢の変化というのは著しいものがございます。それを踏まえつつ進んでいかざるを得ないような状況であろうかと思っております。もとより、近藤委員からいただきました不競法独自の考え方ということについて、もう一度議論すべきではなかろうかというような大変重い宿題というのもいただいていることも事実であります。

そのような重い宿題も含めまして、今後とも委員の皆様にご指導いただけますよう、私からもお願いさせていただくことで、私の挨拶とさせていただきます。

それでは最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○渡邊室長　　ありがとうございます。

委員長のほうからもございましたけれども、委員の皆様におかれましては、昨年12月から合計5回の審議を通じまして、喫緊の課題のみならず、中長期的視野に立った有益なコメントを多数頂戴しまして、誠にありがとうございました。事務局のほうからも重ねて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについてでございますけれども、資料3、資料4、資料5につきましては、先ほども岡村委員長のほうから御説明がありましたけれども、本日いただいた御意見を取り込んだ上で、岡村委員長の御了解を得ました後に、パブリックコメントにかける案として委員の皆様へ御報告させていただきたいと思っております。パブリックコメントにつきましては、準備ができ次第、速やかに実施する予定としてございます。

以上でございます。

○岡村委員長　それでは、これをもちまして、第16回不正競争防止小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——